



故 津田利治 先生

津田先生との五〇年

鎌倉の先生のお宅に近い会場でのご葬儀から帰宅して、手帳を出して見ると、私が最後に病院で先生とお話できたのは、昨（一九九八）年一〇月のことであった。塾で先生のご指導を受け、その後、各大学で商法を担当する研究者が、毎週土曜日の午後集まった「商法研究会」が、いつから今の形になったかは明確でないが、昭和二五（一九五〇）年の会社法改正の際には、既に研究会を開催していた。従って、私ども研究会のオリジナルメンバーは、五〇年近くにわたって、ご指導を受けてきたことになる。

先生の同期の先生方がご他界されているなかで、喘息もちの先生が最もご長命であったことは、驚異的なことであった。先生から、今年の喘息の発作はひどいから、もう君とは話せなくなるかも知れないとお電話を、こ

れまで何回もいただいた。初めのころは驚いて仲間にも伝えたが、そのうちに、先生があいつておられる間は大丈夫という諒解が、弟子たちの間にでき上がっていたことも、今では懐かしい思い出の一つとなった。

商法研究会も、第二次大戦後の物資の乏しい時代には、会議室の暖房も大火鉢に炭火だった。研究会では、先生は「もう遅いから止めよう」ということを、最後までいわれなかった。そのため、夕食なしに八時、九時近くまで行われたこともあったが、いつの間にか、行儀の悪い弟子どもがざわざわしはじめるので、年長の私が「そろそろ止めましょうか」といい出す役割を引受けることとなった。寒いので、部屋の換気も不十分のまま、炭をどんどんついでので、軽い一酸化炭素中毒を起したこともある。そんな時代からはじまった商法研究会は、参加するメンバーは変わりながら、その後も活発に続いている。津田先生の授業は、会社法を中心とする一般講義が中心であった。先生の授業は、学生は一週間に一回では忘れてしまうから、毎週続けて二回行い、一年分を半年で

講義するという時間割であつた。その講義は理路整然とし、内容は緻密で高い水準のものであつたが、具体例をあげて説明することはあつても、いわゆる雑談はほとんどされなかつた。そのため、学生のうちには面白くないとか、退屈で根気が続かないといつて休む者も増えてきた。学生は講義を聞いて理解し、それを批判するものとされる先生は、学生の出席を大切なものと考えておられた。

ただ一般講義では、学生数は二〇〇人を超えるため、正確にしかも迅速に出席をとることは難しい。そこで、先生は大教室にカメラを持ちこんで学生席を撮影し、学生には氏名と座席番号を書いて提出させ、後に写真と出席カードを照合することを思いついて実行された。そのため、学生の出席率は急上昇したが、しばらく経つと、あのカメラにはフィルムが入っていないといううわさが流れたり、写真撮影が終わると教室を抜け出す学生、先生がカメラを構えるまで教室の外で待機する学生などもあり、三田の名物講義の一つにもなった。

先生の著書や論文はそれほど数は多くないが、この会社法の講義をもとに出来上がったのが、唯一の教科書である『会社法の大意』（慶應通信）であつた。この本に限らず、先生の著書や論文の題には、それまでの多くの教科書と違って、表題に「の」の字が入ったり、論文にも「新株引受権の正体」などという題名のものもあつた。このほかにも、一九六五年の西独株式法と、その草案に関する翻訳書もある。そのうちの一冊は商法研究会訳となっているが、実際には先生が大部分の翻訳原稿を準備され、私達はその整理をお手伝いしただけで、頭割りにして下さった本の印税を、最近まで、恐縮しながらいただいていた。

先生に親しく接することのできたのは、商法研究会のメンバーだけではない。三田法曹会関係者、少人数のゼミや演習で指導を受けた者などのほかにも、学会活動とおして、おつき合ひのあった他大学の諸先生もおられる。そして、塾の法学部で共に教員生活を送られた諸先輩、同僚などからも、いろいろの形で先生の思い出が語

られ、また、書きとめられるであろう。

最後になったが、商法研究会のメンバーは、授業が終わって休暇に入る頃、しばしば先生のお宅に大勢でお邪魔して、学校では聞けないようなお話をうかがった。その折も数時間に及ぶので、私どもが腰をあげようとする、先生は「まだ、いいよ」とおっしゃり、また、少し話が続くこともあった。その席に、いつも先生のご長男の奥様が運んで下さった「うなぎのお重」が暖かくおいしかったことにお礼を申し上げたい。

名誉教授 高 鳥 正 夫

合理主義者のやさしさ

津田先生の鎌倉由比ヶ浜のお宅へ初めて伺ったのは、昭和三五年（一九六〇年）に私が商法の副手になって間もなく、最初の商法研究会での報告を商事判例研究の原稿にまとめ、それを見てもらうために持参したときだった。教えられた道順どおり八幡宮の一の鳥居近くの路地を入って行くと、周囲のいかにも鎌倉らしい瀟洒な邸宅の中で、津田先生のお宅はすぐそれと判った。何かえもいわれずユニークなのである。

無様な私のことから、多分時候の挨拶の代わりに、「何だか不思議な感じのする家ですね」とか何とかいったのだと思う。先生は開口一番、その感じの源を説明してくれた。というのは、生来の固疾たる喘息に対処するために芝から鎌倉に居を移すにあたり、津田先生ご自身が家の建築に立ち合われたのだそうだが、機械製材でキ

チンと寸法の揃った材木を柱に加工する際に、大工がそのすべてを日本建築の作法どおりの長さに切ろうとしているので、先生がその大工に、「このまま切らずに、上から造作の尺寸を採ってくれ」と指図されたとのことなのである。その結果、奇妙に下半身の長い、背高ノッポの木造二階建ての家が建ってしまったというわけである。「だからキミ、床下が物の貯蔵などに使えるぜ」と先生は得意であった。だいたい、切った部分の材木は何の役にも立たないところが、お気に召さなかったらしい。根っからの合理主義者なのである。

私があるとき、「でも天狗の棲み家みたいですね」と、本当にいったかどうか記憶は定かではないが、そんな感想をもったのは、その頃私は津田先生を法律学の鞍馬天狗だと思っていたからである。

その頃——昭和三〇年代——、法律学界はいわゆる『法解釈学論争』による動乱の巷であった。イデオロギーという名の情緒的正義感にたよる法学新選組のバツコする野に、津田先生はひとり白馬を駆る騎士のように私

には見えた（つい先年、生前最期にお目にかかったとき、先生は初めて「実はあの頃は淋しかった、辛かった」といわれたが、私はそのとき、ふたたび白馬の騎士の疾駆を見た気がした）。

私の最初の判例研究の原稿は、私の目の前で、見るも無残に斬って棄てられた。この鞍馬天狗には、「私は味方です」などといっても通じない。しよげきって、席も立てずに黙っていた私に、津田先生は、「お茶を淹れるのは面倒だから、ビールでも飲むか」とつぶやかれながら、ビールとコップを持ってきて下さった。のどがカラカラで、慌ててひと息にビールを飲んだ私を確かめてから、先生は「二、三年前のビールだけ大丈夫だったかね」とイタズラっぽくいわれた。

それは、先生のウソだった。津田先生にとって廢材や不肖の弟子に対するやさしさがつい表に出ることは、テレズにはいられないことがらだったのである。

名誉教授 倉沢康一郎

津田利治先生追悼記

去る二月二五日、恩師津田利治先生が鎌倉由比ヶ浜のご自宅で逝去された。享年九四才のご高齢であり、かねて覚悟していたことながら、その日が来てみると長年にわたってお教えをたまわった一弟子として言いようもない虚脱感と寂寥の念を禁じ得ない。先生が亡くなられた今、道半ばにして暗夜に導きの星を失った気持ちがある。

学部学生の時代より定年退職後の現在に至るまで、手を取るように法律学をお教え頂いてきた記憶を振り返ると、あまりに多くのことが脳裏を去来して到底何も書くことが出来ない。子が他人に父のことを語ることが難しいように、私には先生のことを語ることは難しい。

あえて言うならば、先生は私にとって慶應義塾そのものであった。先生を通じて慶應義塾に学ぶことの幸福を知った。先生の学問に惹かれて学校に残った。三田や日

吉の教室や研究室あるいは鎌倉のご自宅を問わず、先生のおいでになる処には常に眩しいほどに爛漫たる学園があった。

不出来な学生を、教壇の高みから軽蔑の目で見下したことのない先生であった。私を含めてどんな不勉強な学生の稚拙な質問にも、先生はいやな顔一つなさらず常に親切丁寧に答えて下さった。侃侃諤諤たる議論に閉口して教室から逃げ出そうとする不心得な学生を、追いつがって教えられた先生であった。

学校に残ってからも、先生は一視同仁、わが弟子とか他人の弟子とかいう区別のなかった方であった。先生はいかに鈍器非才の後進後輩も、ともに学問の道を手を携えて歩む同朋として、「本当の弟子」として扱われる「本当の師」であられた。

先生の最後の著作となった『横槍民法総論』の榮に、師と弟子との関係について、次の一節が引かれていたことを思い出す。「見 師と斉しければ 師の半徳を減じ 知 師を過ぐれば 方に伝授に堪えたり」と。

ここに見られるのは、ともに真理に向かって歩みを進める師弟なればこそ、師の弟子に対する厳しい期待と要請であろう。そしてそれと同時に、ともに求める道に迷い悩む研究者としての師の側における優しく謙虚な人間のありかたを、師の弟子に対する無限の慈悲を、先生はこの一句に読み取られていたのであるうか。今となつては、先生にそれを伺う機会もない。

先生 安らかにお休みください。

平成十一年三月一日

名誉教授 内池慶四郎

津田利治先生 略歴

明治三十七年三月二十四日 東京都に出生
大正一五年三月 慶應義塾大学法学部法律学科卒業
同年七月 慶應義塾大学法学部助手
昭和二年四月 兼 商工学校教員
同年 弁護士登録
昭和七年一月 慶應義塾海外留学生として欧米留学
昭和九年四月 帰国
同年五月 慶應義塾大学法学部助教授
昭和十一年九月 同教授
昭和十二年八月 法制審議会商法部会委員
昭和十五年二月 慶應義塾評議員（昭和四十一年一〇月まで）
昭和十六年一〇月 日本私法学会理事
昭和四十六年三月 慶應義塾大学法学部を停年により退職
慶應義塾大学名誉教授
平成十一年二月二十五日 逝去

津田利治先生 主要著作目録

一、著 書

- | | | | |
|-------------------------|--------------------|------|------------|
| 商法 (三) (會社法 その二) | (慶應義塾大学通信教育教材) | 慶應通信 | 昭和二十四年 九月 |
| 商法 (四) (會社法 その二) | (慶應義塾大学通信教育教材) | 慶應通信 | 昭和二十四年 二月 |
| 商法 (五) (會社法 その三・完) | (慶應義塾大学通信教育教材) | 慶應通信 | 昭和二十五年 二月 |
| 改正會社法の疑義と解明 | (日本私法學會 私法別冊) | 有斐閣 | 昭和二十六年 一〇月 |
| 會社法 (その一) | (慶應義塾大学通信教育教材) | 慶應通信 | 昭和二十八年 六月 |
| 會社法の大意 (上) | (慶應義塾大学通信教育教材) | 慶應通信 | 昭和三十三年 六月 |
| 會社法の大意 (下) | (慶應義塾大学通信教育教材) | 慶應通信 | 昭和三十三年 四月 |
| 會社法の大意 (上) (下) (第三版) | (慶應義塾大学通信教育教材) | 慶應通信 | 昭和三十六年 九月 |
| 西ドイツ株式法草案および理由書 (一九六〇年) | (慶應義塾大学商法研究会訳) | | |
| 西独株式法 (慶應義塾大学商法研究会訳) | (慶應義塾大學法學研究會叢書 13) | 慶應通信 | 昭和四十一年 五月 |
| 會社法以前 | (慶應義塾大學法學研究會叢書 22) | 慶應通信 | 昭和四十四年 三月 |
| ヘック利益法學 (譯) | 私家版 | | 昭和四十五年 五月 |
| 神戸寅次郎 民法講義 (内池慶四郎と共編著) | (慶應義塾大學法學研究會叢書 43) | 慶應通信 | 昭和六〇年 三月 |
| | (慶應義塾大學法學研究會叢書 60) | | 平成八年 二月 |

横槍 民法總論（法人ノ部）

（慶應義塾大學法學研究會叢書66）慶應義塾大學出版会 平成 八年 六月

二、論 文

一人會社について（一）

法學研究 第二〇卷 第三號 昭和二年二月

一人會社について（二）

法學研究 第二二卷 第一號 昭和四年一月

改正株式會社法總評

法學研究 第二四卷 第四號 昭和六年四月

改正株式會社法の解釋上の諸問題

法學研究 第二四卷 第六號 昭和六年六月

新株引受權の正体

私法 第五號 昭和二年一〇月

取締役會の權限を繞る二三の問題

法學研究 第二六卷 第三號 昭和二年三月

会社の設立無効

田中耕太郎編『株式會社法講座 第一卷』（有斐閣） 昭和三年二月

資本と株式との復縁——無額面株式と資本の増減をめぐる問題——

財政經濟弘報 第六〇一號 昭和三年二月

真実に合致しない振出日、振出地

手形小切手判例百選 昭和三年二月

發起人の意義

手形小切手判例百選 昭和三年四月

我国私法学に於ける所謂目的論的解釈への疑問

『会社法以前』所収（『神戸寅次郎 民法講義』に再録） 昭和四年五月

發起人の意義

会社判例百選（新版） 昭和四年五月

真実に合致しない振出日、振出地

手形小切手判例百選（新版・増補） 昭和五年五月

法は何処に？——伊東乾君の法學「方法論の方法」を聴く——

法學研究 第五八卷 第一一號 昭和六年二月

神戸寅次郎先生講述 債權總論講義（内池慶四郎と共同執筆）

近代日本研究 第七卷（『神戸寅次郎 民法講義』に収録） 平成 三年 三月

神戸寅次郎先生講述 債権各論講義 (内池慶四郎と共同執筆)

近代日本研究 第八卷 (『神戸寅次郎 民法講義』に収録) 平成四年三月

神戸寅次郎先生講述 民法総論講義 (一) (内池慶四郎と共同執筆)

法学研究 第六五巻 第四號 (『神戸寅次郎 民法講義』に収録) 平成四年四月

神戸寅次郎先生講述 民法総論講義 (二) (内池慶四郎と共同執筆)

法学研究 第六五巻 第五號 (『神戸寅次郎 民法講義』に収録) 平成四年五月

津田利治先生「横槍民法総論」質問録—私の研究ノートI— (内池慶四郎と共同執筆)

法学研究 第六六巻 一二號 平成五年一二月

津田利治先生「会社法以前」質問録—私の研究ノートII「会社法以前」より「横槍民法総論」まで— (内池慶四郎と共同執筆) ゲルハルト・リュケ教授退官記念論文集 中野貞一郎・石川明編『民事手続法の改革』(信山社)

平成七年六月

三、随筆、座談会記事

法學會維新史

法學會誌 第二二號 昭和一五年一二月

株式會社法の改正について

三色旗 第三〇號 昭和二五年九月

卒業論文と總合面接試問

三色旗 第五〇號 昭和二七年五月

株式払込金領収書をめぐる法律問題 (大濱信泉、大橋光雄、鈴木竹雄、阿部康二、吉田昂の諸氏との座談會)

法律時報 第二六巻 第六號 昭和二九年六月

記名株券に関する除権判決—東京地裁判決昭和二九年(ワ)第三七〇九號をめぐって— (高島正夫、米津昭子、清水新、松岡和生、榊井富士彌の諸氏との座談會)

財政経済弘報 第六〇三號 昭和三十一年一月

商事判例評釈（監修）

財政経済弘報 第六二〇號、第一〇七七號

昭和三十三年三月、

神戸博士のこと

三色旗 第一二四號

昭和三十三年七月

当面の商法改正問題①②完（田中誠二、鮫島真男、駒田保太郎、三戸岡道夫の諸氏との座談會）

財政経済弘報 第一〇七九號、第一〇八〇號

昭和四〇年一月

四、聞き書き

つむじまがりの一世紀——義父 津田利治から聞いたこと（津田祥子著）

私家版

平成二十一年一月